

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）、 レコードブック立川南運営規程

（事業の目的）

第1条 ハミングバード株式会社（以下「事業者」という。）の営む、レコードブック立川南（以下「事業所」という。）が行う、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）従事者（以下「従事者」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 事業所の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練、口腔機能の向上訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 レコードブック立川南
- 2 所在地 東京都立川市錦町4丁目5-3丸木ビル102号室

（従事者の職種、員数及び職務内容）

第4条 本事業所に勤務する従事者の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令などにおいて規定されている業務の実施に関し、事業所の従事者に対し、厳守すべき事項について指揮指令を行う。また、他の従事者と協力して計画の作成などを行う。
- 2 生活相談員 常勤1名以上
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申し込みに係る調整、居宅介護支援事業所との連携・調整を行う。
- 3 介護職員 常勤2名以上
介護職員は、利用者の介助を行う。

4 看護職員 1名以上

看護職員は、ご利用時の健康状態の確認と、安全に健康的な生活を送る為の助言、口腔機能の向上のための訓練指導、身体・生活機能の維持、向上のための訓練指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日の毎日（但し、12月30日から1月3日までを除く）祝日も営業
(不定期ではあるが社員研修の為土曜日を休業することがあります。)
- 2 営業時間 8：30から17：30までとする。
- 3 サービス提供時間 1単位目：9：00から12：15までとする。
2単位目：13：45から17：00までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- 1 単位目：月曜日から土曜日の毎日は定員18名とする。
- 2 単位目：月曜日から土曜日の毎日は定員18名とする。

(提供方法、内容)

第7条 事業の内容は、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業計画作成に基づいて行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。

- 1 身体介護に関する事
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護
- 2 口腔機能向上に関する事
口腔機能の維持、向上のための必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- 4 個別機能訓練に関する事
ご利用者様の質の高い生活を維持するために、個別に機能向上のための訓練を行う。
- 5 アクティビティ・サービスに関する事
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
- 4 送迎に関する事
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には従事者が添乗し必要な介護を行う。
- 5 相談・助言に関する事
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(居宅介護支援事業者との連携等)

- 第8条 サービスの提供にあたっては、利用者にかかる居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
 - 3 正当な理由なくサービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対してサービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業計画の作成等)

- 第9条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業計画を作成する。また、すでに介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業計画が作成されている場合は、その内容にそった計画を作成する。
- 2 計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得、遅滞なく利用者へ交付する。
 - 3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(提供記録の記載)

- 第10条 従事者は、サービスを提供した際には、その提供日・内容、当該サービスについて、介護保険法第115条の45の3第3項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 サービスを提供した場合の利用料の額は、運営規程(別紙)によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その額の1割又は2割又は3割とする。
- 2 サービスを提供する場合の利用料、アクティビティサービスにかかるお茶代については、運営規程(別紙)に掲げる費用を徴収する。
 - 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
 - 4 当該サービスの利用料は、当社が定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は、立川市・国立市とする。(但し立川市においては西砂町、一番町、上砂町、砂川町、柏町、幸町、若葉町。国立市においては泉、矢川、谷保の一部につきましては

送迎上お断りすることがございます。ご利用前にご相談ください)

(契約書の作成)

第13条 サービスの提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従事者は、サービスの実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年1回
避難訓練	年1回
通報訓練	年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
-
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
 - 3 サービスの提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
 - 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
 - 5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ハミングバード株式会社とレコードブック立川南管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和1年9月1日から施行する。